



ヘラクレス市場

平成 19 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社
(コード番号 4849)
代 表 者 名 代表取締役社長 越智通勝
問 合 せ 先 取締役管理部長 藤野 孝
(TEL. 03-3342-4506)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会の参考書類等につき、インターネットで開示することにより提供したものとみなすことができる規定を新設するものであります。(変更案第 14 条)
 - ② 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数を明確にするため、規定を変更するものであります。(変更案第 16 条)
 - ③ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができる規定を新設するものであります。(変更案第 23 条)
 - ④ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨ならびに社外監査役の責任を限定する契約を可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 26 条および第 34 条) なお、変更案第 26 条の新設については、監査役全員の同意を得ております。
 - ⑤ 会社法の施行に伴い、定款に定めがあるとみなされる事項(取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、株券を発行する旨等)に関し、条文の新設および所要の変更を行うものであります。
 - ⑥ その他、不要となる条文を削除するとともに、引用する法律条文や必要な文言の変更および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>(商 号)</p>	<p>(商 号)</p>
<p>第1条 当社は、エン・ジャパン株式会社と称し、英文では、en-japan inc. と表示する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営 2. 人材採用及び就職に関するコンサルティング 3. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業 4. 経営コンサルティング企業教育に関する業務請負 5. 事務処理、経理処理、コンピューター処理、販売促進、翻訳等各種産業上の業務処理の請負 6. コンピューターのソフトウェア開発とコンピューター機器の販売 7. 経営・科学技術に関するコンサルタント業務 8. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営 2. 人材採用及び就職に関するコンサルティング 3. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業 4. 経営コンサルティング企業教育に関する業務請負 5. 事務処理、経理処理、コンピューター処理、販売促進、翻訳等各種産業上の業務処理の請負 6. コンピューターのソフトウェア開発とコンピューター機器の販売 7. 経営・科学技術に関するコンサルタント業務 8. <u>投資事業</u> 9. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(機 関)</p>
	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 936,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、端株原簿への記載または記録、株券の交付および端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、936,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および端株の買取り</u>その他株式および端株に関する請求、届出の<u>手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に</u>随時これを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに</u>随時これを招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(現行定款 第21条および第22条より移設)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第18条 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり) ② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第20条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(役付取締役) 第21条 <u>当社は取締役会の決議により、取締役の中より、社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(変更案 第20条へ移設)</p>
<p>(代表取締役) 第22条 <u>社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> ② <u>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(変更案 第20条へ移設)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第23条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> ② <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上置かなければならない。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>② 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、同法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第35条 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第36条 当社の<u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の<u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、中間配当という。）をなすことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第38条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を<u>基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上